

平成26年1月1日改正

平成23年3月8日改正

平成21年1月1日制定

野田市環境保全型農業推進方針

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

野田市は、首都圏の30km圏に位置し、千葉県では北西の位置にある。市の東部を利根川が、西部を江戸川が流れ、この両河川に沿って営農エリアが広がっている。これらのエリアでは、稲作と畑作が相半ばする形で営まれており、畑作では枝豆、ほうれん草、春菊、キャベツ、トマト等が栽培され、本市の特産品となっている。また、市の北部では河川敷を利用した自給飼料の牧草の利用による酪農が営まれている。

本市は、首都近郊都市として就業機会に恵まれた環境から兼業農家の形態が古くから定着してきているが、農産物価格の低迷等により農業に魅力を見出すことができない状況から、後継者不足による農業従事者の減少や高齢化により耕作放棄地の増加という構造的な問題に直面している。また、昨今の輸入農産物の残留農薬問題や食品偽装表示問題など、消費者の信頼を損なうような事案を契機として、市民の「食」の安全性に対する関心はこれまでにないほどの高まりを見せている。

このような状況に歯止めをかけ、さらには農業がもつ自然環境保全や水源の涵養などの多面的機能の低下を回避していくためには、地域農業の中心となる担い手の育成・確保を進め、それらが農業生産の相当部分を担っていくような農業構造の確立が必要であるとともに、環境に配慮した適正な施肥や耕畜連携等の環境保全型農業を推進することにより本市農産物のブランド化を図り、安価な輸入農産物や国内産地との競争を勝ち抜いていく必要がある。

また、本市には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後とも、市民に安全で良質な食料生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

(2) 今後の推進方向

本市は、従来から剪定枝等の堆肥を生産し、主に土壤改良材として農家の利用に供しているが、今年度からもみ殻と牛糞による肥料成分の高い有機堆

肥の生産に取り組んでいる。また、水稻栽培については、国から特定防除資材として指定された黒酢を使った農法が、試験栽培の結果、病害虫の発生や水稻の生産量等について農薬の空中散布を行った場合と同等の出来が確認できたことから、黒酢農法を土台として特別栽培米の生産に取り組むこととしている。

市では、今後とも、幅広い農業者の協力を得て、出来るだけ化学合成農薬や化学肥料を使わない農業技術を普及することにより、生産性の確保と生産活動による環境負荷低減の両立できる農業に取り組み、消費者にとって安全・安心な農産物を生産することにより本市農産物の流通段階でのブランド化を図っていくものである。併せて、カエルやドジョウなどの生きものと共生する農業生産の推進を図る視点で、江の設置や冬期湛水管理などをおこないつつ、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

環境保全型農業を推進するためには、県・市・農業団体・農協・農業者等が一体となって推進する必要がある。このため、千葉県東葛飾農業事務所、野田市、野田市農業委員会、ちば東葛農業協同組合等により構成されている「野田市農業再生協議会」において、一体的な推進を図る。

(2) 推進方策

① 水稻

水稻は市内のほぼ全域で作付けされており、刈り取り後の稲わらのすき込みや腐熟の進んだ堆肥を土壌の性質に応じて、適正量を施用し地力の増進を図っていくことが必要である。

施肥については、化学肥料の窒素分を有機質肥料で代替していくことや、肥効調節型肥料により肥料利用率を高め、慣行の化学肥料の使用量の削減を図っていく。

農薬の使用については、慣行の化学合成農薬を使用した栽培方法から生物農薬の使用や、特定防除資材を効果的に利用することにより化学合成農薬の削減を図る。また、除草については、機械による除草を基本とし、除草剤を使用する際には一発処理剤を利用することにより施用回数を減らし、化学合成農薬の使用量を削減する。

特定防除資材の施用については、生産性の確保のため、大規模かつ省力的な施用方法により実施する。

また、水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業を実施する。

②えだまめ

えだまめは、旧野田地域を中心に作付けされており、ほうれん草との輪作となっている。地力増進のためにも腐熟の進んだ堆肥の施用や緑肥作物のすき込み等が必要であるが、輪作体系の中でえだまめ作付け終了後、ほうれん草作付けまでに行うことが必要である。

施肥については、化学肥料の窒素成分を有機質肥料で代替していくことにより、慣行の化学肥料使用料の削減を図っていく。

農薬の使用については、露地栽培からマルチ栽培への切り替えにより雑草やアブラムシの飛来を低減する。また、連作によるシストセンチュウの被害軽減に向け対抗植物を利用することを含め、化学合成農薬の使用量を削減する。

③ほうれん草

ほうれん草は、市内のほぼ全域で作付されており、腐熟の進んだ堆肥の施用や緑肥作物のすき込み等が必要であり、適正量を施用し地力の増進を図っていくことが必要である。

施肥については、化学肥料の窒素成分を有機質肥料で代替していくことや、肥効調節型肥料により肥料利用率を高め、慣行の化学肥料の使用量の削減を図っていく。

農薬の使用については、防虫ネットや雨よけ栽培等被覆資材を活用、マルチ栽培を導入することにより化学合成農薬の使用量を削減する。

3 取組目標

水稻

- ①たい肥等有機物資材（たい肥および稲わら）の施用
- ②温湯及び生物農薬による種子消毒
- ③統一栽培暦による水稻栽培により地域ぐるみでの環境保全型農業の実践
- ④冬期湛水管理の実践

えだまめ

- ① たい肥等有機物資材（もみ殻牛ふんたい肥）の施用
- ② 緑肥作物のすき込み
- ③ 有機質肥料の施用
- ④ 対抗性植物の活用
- ⑤ マルチ栽培技術の導入

ほうれん草

- ① たい肥等有機物資材（もみ殻牛ふんたい肥）の施用
- ② 緑肥作物のすき込み
- ③ 有機質肥料、肥効調整型肥料の施用
- ④ 被覆栽培やマルチ栽培の活用

4 作物別生産体系

作目	技術内容	環境保全に関する効果	その他の効果
水稻	・ 有機質肥料（有機物）の施用 ・ 肥効調節型肥料の施用 ・ 特定防除資材の施用 ・ 温湯及び生物農薬による種子消毒 ・ 病虫害発生予察による適期防除 ・ 冬期湛水管理	・ 化学肥料の削減 ・ 化学肥料投入量の削減 ・ 化学合成農薬の削減 ・ 化学合成農薬の削減	・ 有機物の有効利用
野菜	・ 千葉県施肥基準の見直しに合わせた新施肥基準の周知徹底。 ・ 有機質肥料（有機物）の施用 ・ 土壌・生育診断に基づく施肥 ・ フェロモン剤の利用 ・ 天敵昆虫・微生物・対抗植物の利用 ・ 被覆栽培 ・ 減農薬減化学肥料栽培への取り組み	・ 化学肥料の削減 ・ 過剰成分の流失抑制 ・ 施肥効率の向上 ・ 農薬散布回数の削減	・ 有機物の有効利用 ・ 低コスト ・ 安全性の高い農産物

5 その他必要な事項

- ・ 冬期湛水管理については、12月から3月のまでのうち2ヵ月間以上、地下水からのポンプアップと畔塗り等により湛水状態の維持に努めるものとする。
また、本方針を周知するため、ふゆみず田んぼ協議会を介して、冬期湛水管理を実施するにあたっての手法や1（2）に掲げた本市のカエルやドジョウなどの生きものの生息状況等について、農業者等に対して周知する。

附則

この推進方針は、平成21年1月1日から施行する。
この推進方針は、平成23年3月8日から施行する。
この推進方針は、平成26年1月1日から施行する。